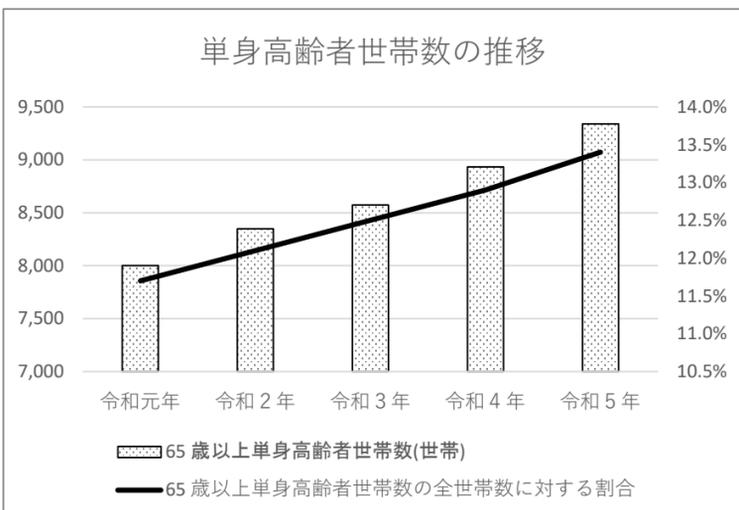


令和7年度 実施事業

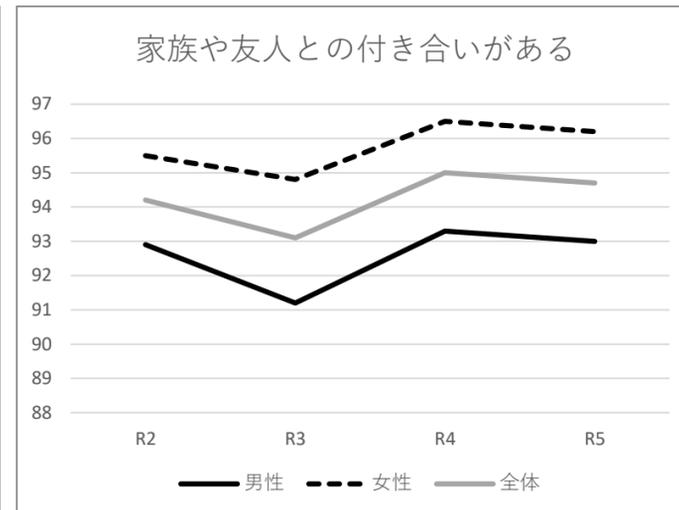
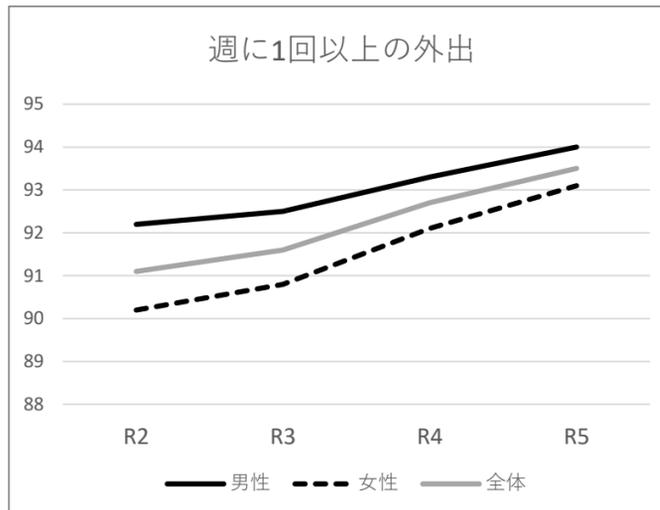
1:フレイル対策

① (新規) 高齢者単身世帯向け電気の使用量を活用したフレイル予防事業
(eフレイルナビ)

関連する分野別の取組
⑦フレイル対策
Ⅱ. 社会で支える健康づくり



住民基本台帳 (各年10月1日)

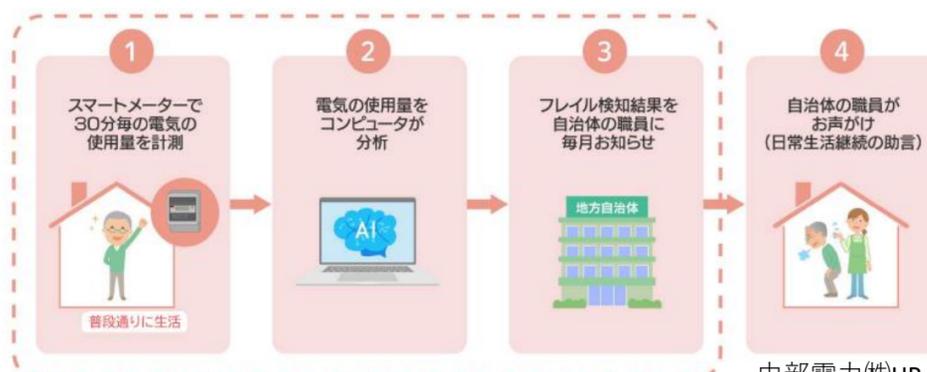


後期高齢者健康診査受診結果より (国保データベースシステム)

- ・ 高齢者単身世帯数は年々増加している。
- ・ 週に1回以上の外出をする高齢者は、新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴い、増加してきている。しかしながら、依然として通いの場や講座等の参加者は女性が多く、日ごろから家族や友人との付き合いがある者の割合は男性で少ない傾向がみられる。

目的： 高齢者単身世帯での電力消費量等のデータをAIで分析し、要介護状態になる前のフレイル状態を早期に検知することにより、市が必要な介入を行い、高齢者が自身の健康状態から生活習慣を見直すなど、フレイル状態が続くことを予防する。

eフレイルナビについて：



中部電力(株)HPより

対象者： 同一住所に同居者がいない65歳以上のひとり暮らし高齢者
※介護保険の要支援・要介護認定者、事業対象者を除く
※世帯分離を目的としたひとり暮らし高齢者を除く

(補足) システムの運用上、複数人が住む世帯では正確なフレイル検知ができないため、同一住所に同居者がいないことが条件となる。

募集方法： ○対象者を抽出し、個別に郵送
○広報こまき、市ホームページ、LINE

期待される効果：

- フレイルリスクを早期に発見し、個別指導することで、フレイル状態の改善に努め、要支援・要介護認定申請者を減らすことができる。(健康寿命の延伸)
- 高齢者サロンや各種講座等の社会参加が苦手な男性へのアプローチがしやすくなる。
- 保健師の介入により、自身の健康状態の振り返りや健康に関する情報収集ができ、外出のきっかけとなる。
- 住み慣れた地域で、安心して生活し続けることができる。

令和7年度 実施事業

②(新規) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業 (重症化予防)

関連する分野別の取組
⑥生活習慣病予防・重症化予防
⑦フレイル対策

目的：糖尿病に罹患しており、過去3年間のうちに糖尿病薬を処方された履歴があるが、当年度に受診していない糖尿病重症化の危険性がある治療中断者に対し、保健師がその人の生活背景や信条を含めた包括的な情報収集およびアセスメントを行い、必要に応じ受診勧奨や健診受診勧奨および生活指導を行うことで、対象者が今後も健康な生活を営むことができる

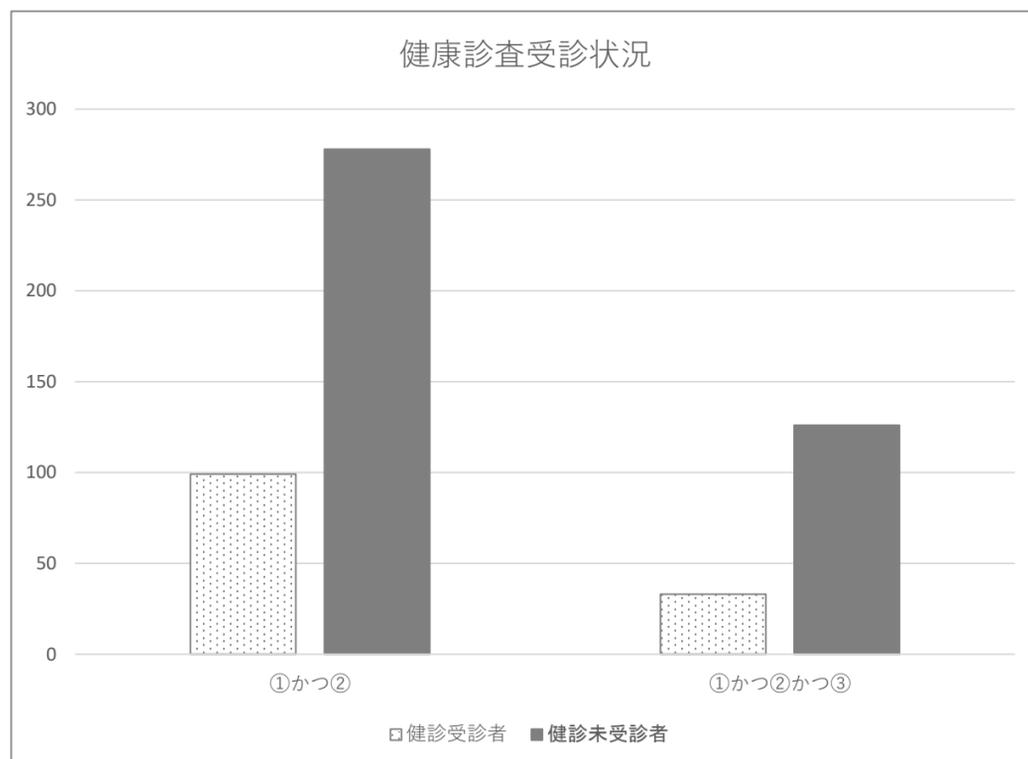
- 対象：**
- ①過去3年間に糖尿病治療薬処方あり
 - ②令和6年度に糖尿病治療薬処方なし
 - ③令和6年度にHbA1c検査のレセプトがない
 - ①～③すべてに該当する者
 - ただし
 - ④80歳以上、要介護3～5、およびHbA1c7.0% (健診) 以下を除く

治療中断者へのアプローチの流れ：

- ①治療中断者の抽出
- ②対象者に向けて実態把握のためのアンケートの送付
- ③保健センター地区担当保健師より連絡
連絡がつかない場合は家庭訪問し状況確認
- ④受診勧奨および指導 ※必要に応じて継続支援する

参考：

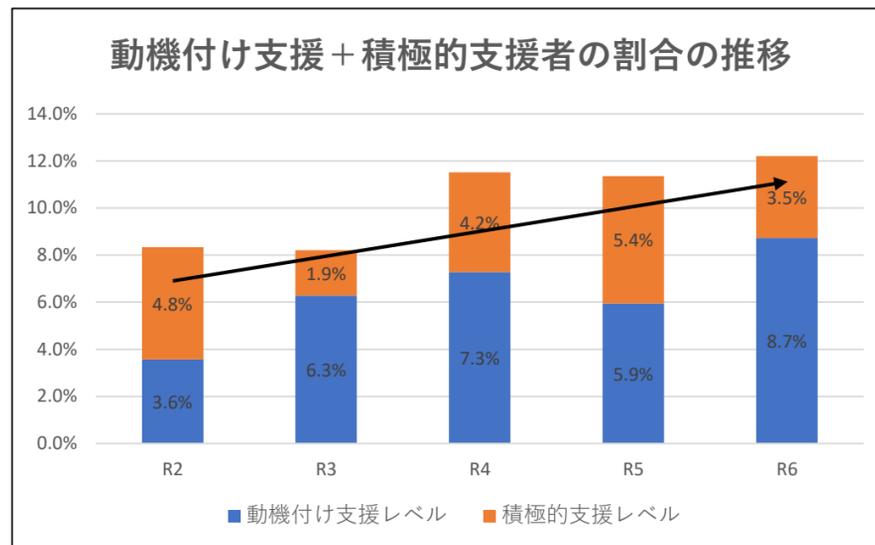
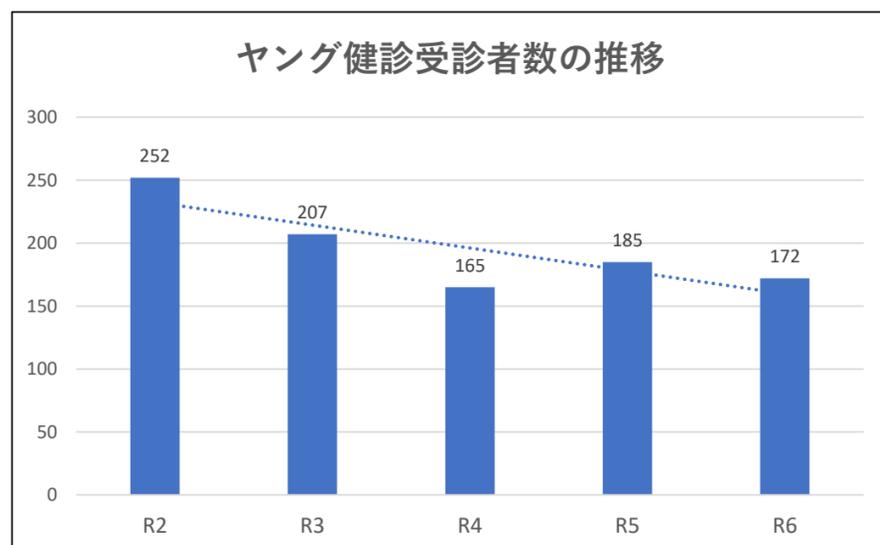
抽出条件	抽出者数 (名)
①かつ②	377
①かつ②かつ③	159
①かつ②かつ③かつ④	45



令和7年度 実施事業

2. ヤング健診事業(健診項目の追加実施)

関連する分野別の取組
⑤健診・検診受診
⑥生活習慣病予防・重症化予防



現状

- ・ 受診者数が減少傾向にある。
 - ・ 受診者のうち、特定保健指導レベルが動機付け支援レベルと積極的支援レベルとなった者の合計の割合が増加傾向にある。
- ⇒より魅力的な健診となるように、また、40歳に到達したときに特定健診に意識を向けることができるように、健診内容を特定健診と同等の内容とする。

目的

- ・ 生活習慣を振り返るきっかけとし、健診および保健指導を受けることで生活習慣病の予防につなげる。また、40歳からの特定健診受診につなげる。
- ・ これにより糖尿病等の生活習慣病発生予防の支援を行うことにより健康な生活を営み、ひいては医療費の削減に寄与する。
- ・ 全身疾患とかかわりのある歯周病が発生するピーク年齢である30代において、セルフケア・定期健診の重要性を理解し、行動変容することで、歯周病発生予防につなげる。

事業概要

○対象：令和7年度に35～39歳（昭和61年4月1日生～平成3年4月1日生の方）になる方

○実施場所：保健センター

○実施日：令和7年7月16日、8月18日、9月19日、10月22日

○検査内容：特定健診に準じた検査内容

※令和7年度から①血液検査（肝機能検査・アルブミン・尿酸・クレアチニン）

②心電図検査③眼底検査を新たに追加



○結果の返却：

保健師、歯科衛生士、必要に応じて管理栄養士が個別での健診結果の返却と保健指導

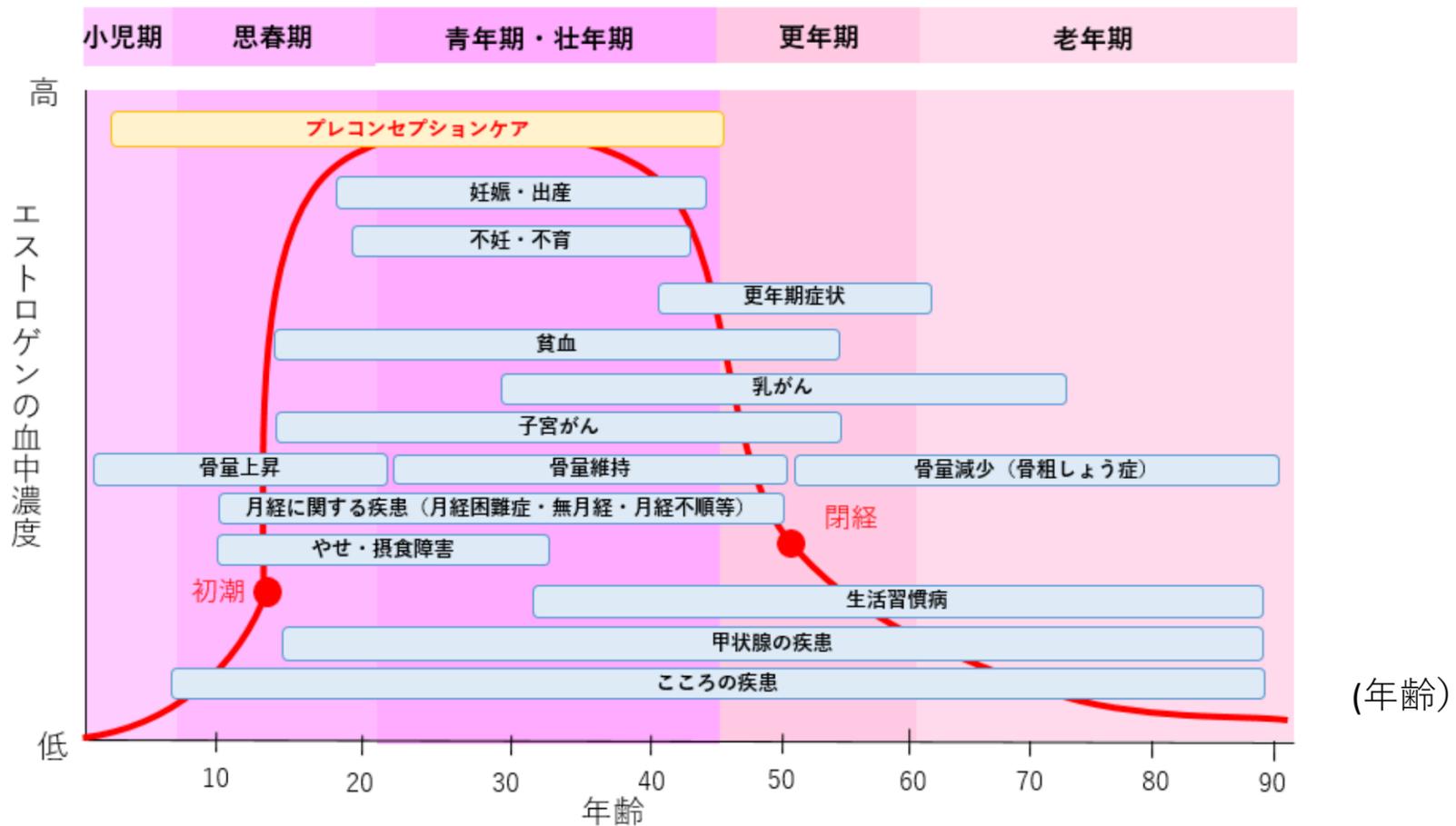
令和7年度 実施事業

3. 女性の健康づくり支援事業

- 関連する分野別の取組
- ① 栄養・食生活
 - ④ 母子保健
 - ⑤ 健診・検診受診
 - ⑥ 生活習慣病予防・重症化予防
 - ⑦ フレイル対策

・女性の健康づくりについて

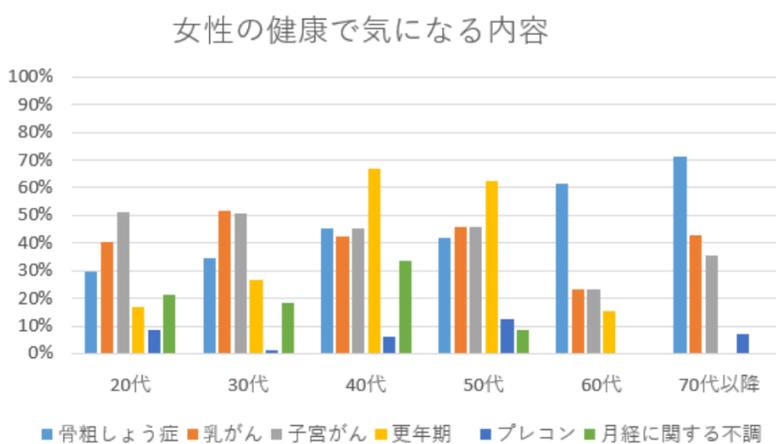
「第3次健康日本21」における「誰一人取り残さない健康づくり」や「より実効性をもつ取組の推進」において、「女性の健康」が新規に項目立てられ、女性の健康週間について明記された。女性は、ライフステージごとに女性ホルモンが劇的に変化するという特性等を踏まえ、人生の各段階における健康課題の解決を図ることが重要である。



■小牧市の現状と課題（令和6年度の取組より）

令和6年度、女性の健康週間にあわせて2月19日～28日まで各箇所で市民及び市職員を対象とした骨密度測定を行った。

・アンケート結果より



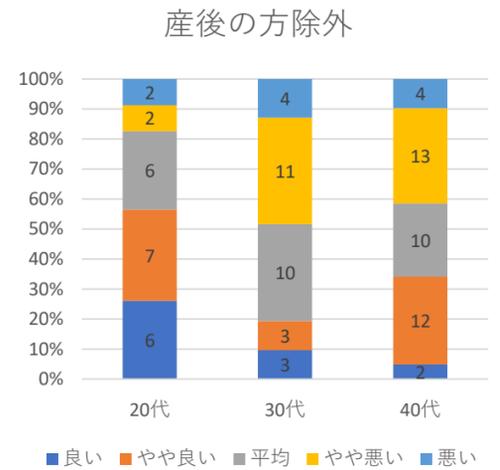
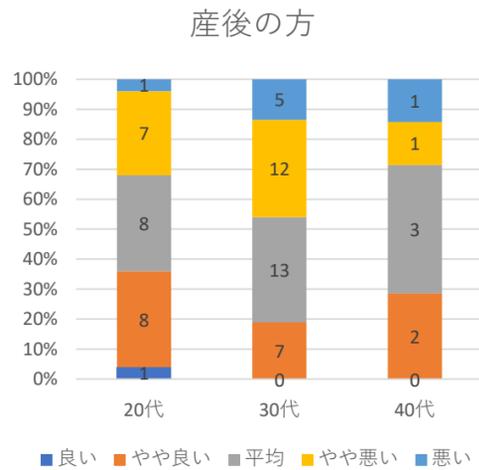
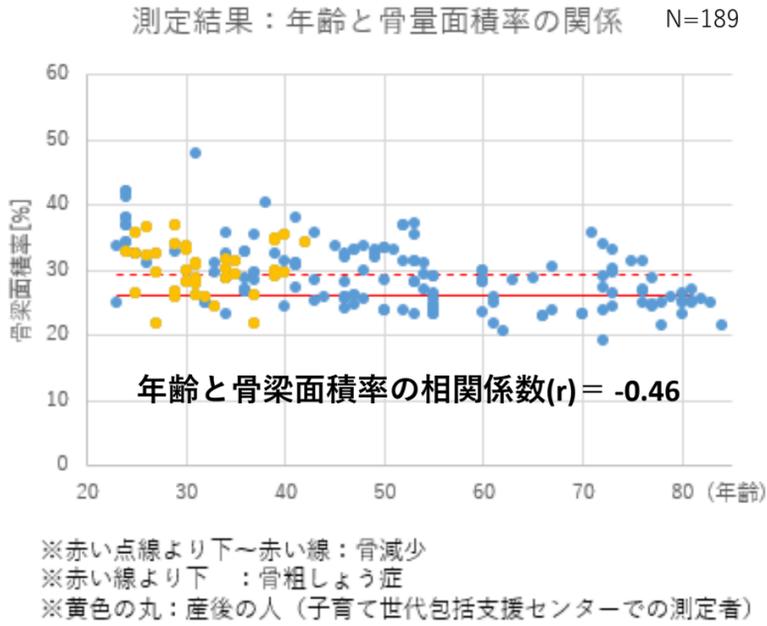
・左記グラフより、ライフステージ毎に健康課題が変化するため、女性の健康で気になる項目が年代により異なることから、各年代に合わせた周知啓発やその方法を検討する必要がある。

・骨粗しょう症予防に関しては、骨量が増加する幼児期から、骨量のピークを迎える青年期にかけての予防行動が必要になるが、この世代の関心は低いため、早期からの予防啓発が必要である。

・40代及び50代は更年期について関心度が高いことより、この世代を対象として更年期に関する周知啓発を積極的に行うことで、効果的な取組につながるのではないかと考えられる。

令和7年度 実施事業

・測定結果より



・年齢と骨量面積率の負相関が弱めである、また骨量面積率が骨量減少を下回る人が、高齢者のみならず若い世代にも多く分布していることから「小牧市内の20代・30代・40代の骨量が低い状態であること」「20歳で骨量は最大量を迎えるが、その時点で十分な骨量を貯めることができていない」が考えられる。

・妊娠出産、授乳に伴い、骨量は一時的に減少するが、30代では産後の方と産後を除外した方の測定結果の割合の変化がほとんどないことから「骨量が一時的に減少する産後の時期か否かに関係なく、小牧市の30代は骨量が低い可能性がある」と考える。

今年度の取組内容

○プレコンセプションケア

- ・市内の幼保小中高校における生と性のカリキュラム
- ・職域における青年期を対象に実施するプレコンセプションについてのセミナー（拡充）

○女性特有のがん等に係る検診の受診勧奨及び正しい知識の普及

- ・乳がん、子宮がん、骨粗しょう症検診の受診勧奨
- ・HPVワクチンの定期予防接種の接種勧奨
- ・ブレストアウェアネスについての普及啓発（拡充）

○更年期における取組

- ・市民及び企業を対象とした更年期に係る正しい知識の普及啓発
- ・更年期及びプレ更年期世代を対象とした講座の実施

○骨粗しょう症予防に関する取組

- ・青年期及び壮年期を対象とする骨密度測定の実施（拡充）
- ・各世代における骨密度及び骨粗しょう症予防に係る正しい知識の普及啓発（拡充）
 →子育て情報Week、健康づくり普及月間、女性の健康週間にイベントを実施予定

令和7年度 実施事業

4. 小牧市不妊治療等補助金交付事業

関連する分野別の取組
④母子保健
⑤健診・検診受診

目的：少子化対策として、不妊治療および不妊検査を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

これまでの補助範囲

一般不妊治療に係る費用補助

【内容】

- ・不妊検査
- ・不妊治療
- ・人工授精

【補助上限金額】

- ・1夫婦1年度につき5万円までを限度
- ・診療日の属する月から継続する2年間（24か月）まで。



令和7年度以降の補助範囲

一般不妊治療に加え、生殖補助医療に係る費用補助

【内容】

- ・生殖補助医療（体外受精、顕微授精及びそれらに付随して行われた検査）
※保険診療分
- ・男性不妊治療及びそれらに付随して行われた検査※保険診療分
- ・生殖補助医療とそれらに付随する先進医療
- ・生殖補助医療に付随し先進医療に該当しない医療（自費診療）

【補助上限金額】

- ・1治療につき10万円まで
- ※助成回数は治療開始年齢によって異なる

5. 5歳児健診事業

目的：言語理解や運動能力が向上し社会性が発達してくる5歳児に対して、成長・発達等を保護者と確認し、必要に応じて適切な支援が受けられるよう健康診査を実施することで、幼児の健康の保持及び増進と就学までの切れ目ない支援を図る。

内容：

○一般診察

○身体計測

○成長の確認、育児相談、栄養相談、心理士相談

※お子さんの成長・発達を保護者の方と確認し、就学に向けての情報提供や必要な支援につなげます。

対象：その月に5歳を迎える児

開始時期：令和7年5月より開始。

場所：保健センター

※対象の方へは個別通知による案内をしています。

